

税金 トレンド! ZEIKIN TREND

健康保険150万円基準と 年末調整の改正ポイント

／ 担当必見! ／

扶養をめぐる新ルール



今年の秋から冬にかけては、「扶養」に関する改正が相次ぎます。10月には健康保険の被扶養者認定における19歳以上23歳未満の親族の年間収入要件が見直されました。続く12月には、令和7年度税制改正が施行され、基礎控除や給与所得控除の見直し、新しく創設された「特定親族特別控除」などが年末調整に影響します。

短期間に、社会保険と税務の両面で扶養判定のルールが変わることは極めて異例であり、実務担当者は、従業員からの申告書の受理・確認、システム修正、職員教育など、多方面での対応を迫られることになります。

1 健康保険の被扶養者認定収入要件の変更

令和7年10月から、健康保険の被扶養者認定における年間収入要件が一部見直され、19歳以上23歳未満の親族を扶養する場合、従来の「年間収入130万円未満」から「150万円未満」へと引き上げられました。なお、この「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

◆年齢要件（19歳以上23歳未満）の判定

扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。例えば、扶養認定を受ける方が令和7年11月に19歳の誕生日を迎える場合には、令和7年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となります。

◆留意事項

令和7年10月1日以降の届出であっても、9月30日以前の期間について認定する場合には、従来どおり「130万円未満」が適用されます。

税法上の要件と異なります。特に、新たに創設された「特定親族特別控除」（下記②④）は上限額が150万円となっており、年末調整の段階で混乱を招きやすい点に注意が必要です。

2 年末調整の改正（令和7年12月～）

①改正時期の注意点

税制改正の施行日は令和7年12月1日です。したがって、12月1日以降は改正後の法令を適用する一方、11月30日以前は改正前の法令が適用されます。使用する申告書様式も、12月1日以降とそれ以前で異なるため、注意が必要です。

11月30日以前 令和6年分の様式を必要に応じて補正して使用 → 12月1日以降 新様式を使用

②基礎控除の見直し

今回の改正では、合計所得金額に応じて基礎控除額が見直されました。特に、合計所得金額が132万円以下の場合は、基礎控除58万円に加えて37万円の上乗せが認められます。また、合計所得金額が132万円超655万円以下の場合は、令和7、8年分に限り、所得額に応じた上乗せ措置があります。なお、住民税の基礎控除に変更はありません。

合計所得金額	基礎控除額		
	改正後		改正前
	2025・2026(令和7・8)年分	2027(令和9)年分以後	
～ 132万円以下	95万円(37万円上乗せ)		48万円
132万円超 ～ 336万円以下	88万円(30万円上乗せ)	58万円	
336万円超 ～ 489万円以下	68万円(10万円上乗せ)		
489万円超 ～ 655万円以下	63万円(5万円上乗せ)		
655万円超 ～ 2,350万円以下	58万円		
2,350万円超 ～ 2,400万円以下	48万円		
2,400万円超 ～ 2,450万円以下	32万円		32万円
2,450万円超 ～ 2,500万円以下	16万円		16万円
2,500万円超 ～	0円		0円

③ 給与所得控除の見直し

給与収入が190万円を超える場合の額は従来通りですが、給与所得控除額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

給与収入額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
～ 162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 ～ 180万円以下		収入金額×40%－10万円
180万円超 ～ 190万円以下		収入金額×30%＋8万円
190万円超 ～ 360万円以下	収入金額×30%＋8万円	収入金額×20%＋44万円
360万円超 ～ 660万円以下	収入金額×20%＋44万円	
660万円超 ～ 850万円以下	収入金額×10%＋110万円	
850万円超 ～	195万円(上限)	195万円(上限)

④ 特定親族特別控除の創設

19歳以上23歳未満の大学生年代の子などの親に向けた特別控除として、「特定親族特別控除」が創設されました。大学生年代の子などの合計所得金額が85万円(給与収入150万円に相当)以下であれば、親は扶養控除と同額の63万円の控除を受けることができます。合計所得金額が85万円を超えた場合は、控除額が段階的に減少する仕組みです。

適用を受けるには「給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書」の提出が必要です。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額(注))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

⑤ 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の引き上げに伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件も見直され、10万円引き上げられました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 (収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

実務での留意点

(1) 年末調整における申告書類の確認

従業員から提出される「扶養控除申告書」や「給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書」について、改正内容を踏まえて記載内容が適正かどうかを確認する必要があります。

(2) 特定親族特別控除額の源泉徴収簿への記載

「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」の「年末調整」欄は、「特定親族特別控除」に対応していません。そのため、余白部分に「※1 特定親族特別控除額(⑦-2)(XXX,XXX円)」と記載する必要があります。

(3) システム対応

今回の改正に対応するためには、給与計算システムや年末調整ソフトの修正が不可欠です。また、システム改修後には職員が新しい帳票や控除ルールに基づいて正しく処理できるよう、マニュアル整備や研修を行う必要があります。